

# 平成23年度科学研究費補助金公募要領等説明会資料

## (目次)

資料1	科学研究費補助金をめぐる最近の状況等について	1
資料2	平成23年度科学研究費補助金 公募要領等について	13
資料3	平成23年度公募にかかる応募書類の作成・提出等について	25
資料4	平成23年度公募内容等に関するQ&A集	65
参考資料	『科学研究費補助金に関し当面講ずべき措置について』 (平成22年7月27日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)	75

# 科学研究費補助金をめぐる最近の状況等について

## 説明内容

1. 科学研究費補助金の予算額の推移
2. 応募件数の推移
3. 新規採択率の推移
4. 新規課題、継続課題の採択件数と平均配分額
5. 科学研究費補助金に関し当面講ずべき措置について
6. 科学研究費補助金の拡充と改革
7. 科学研究費補助金の適正な執行の確保について
8. 平成21年度科学研究費補助金の繰越しについて

# 科学研究費補助金の予算額の推移

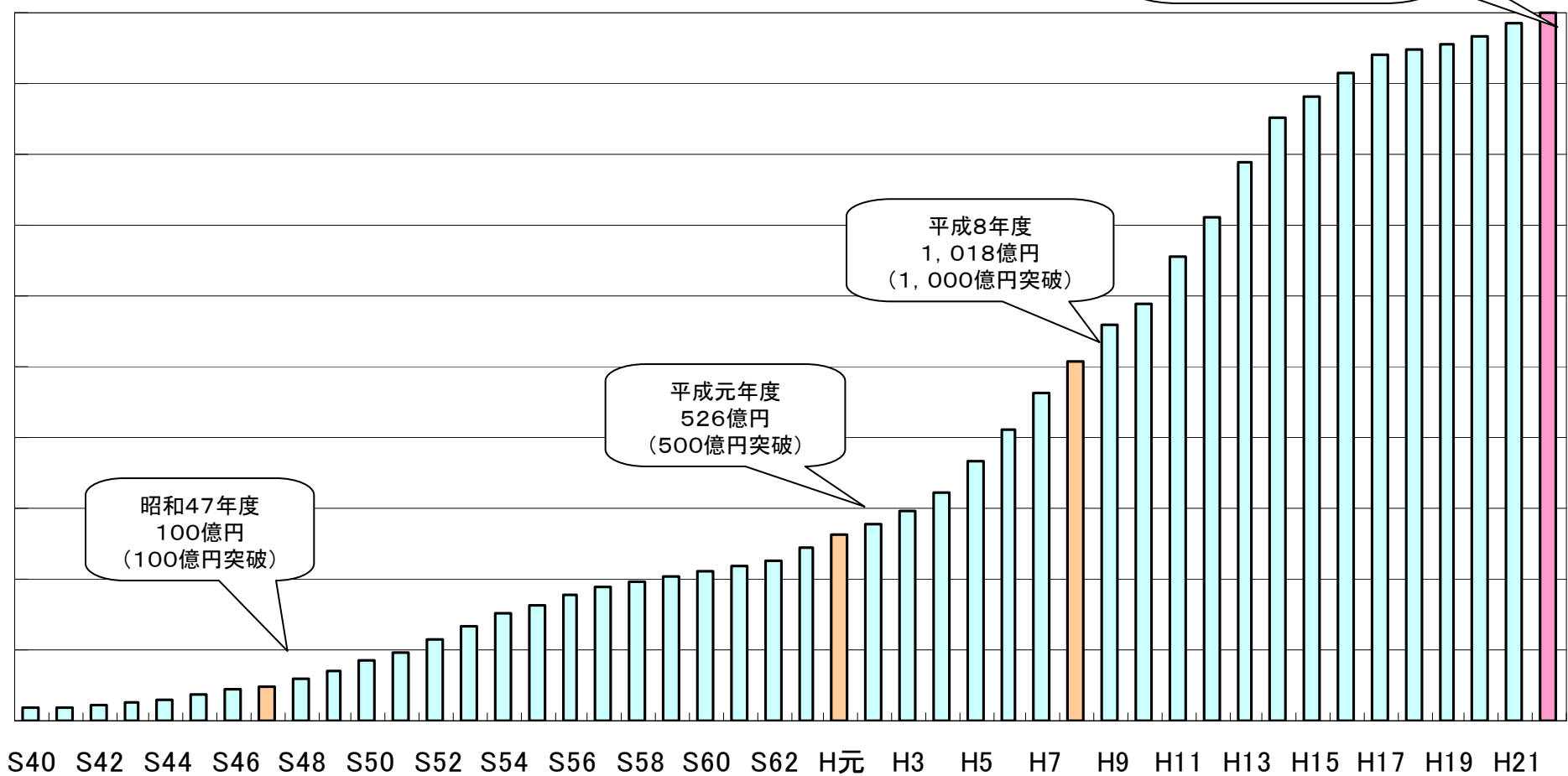
億円

平成22年度予算額  
2,000億円  
(対前年度30億円増)

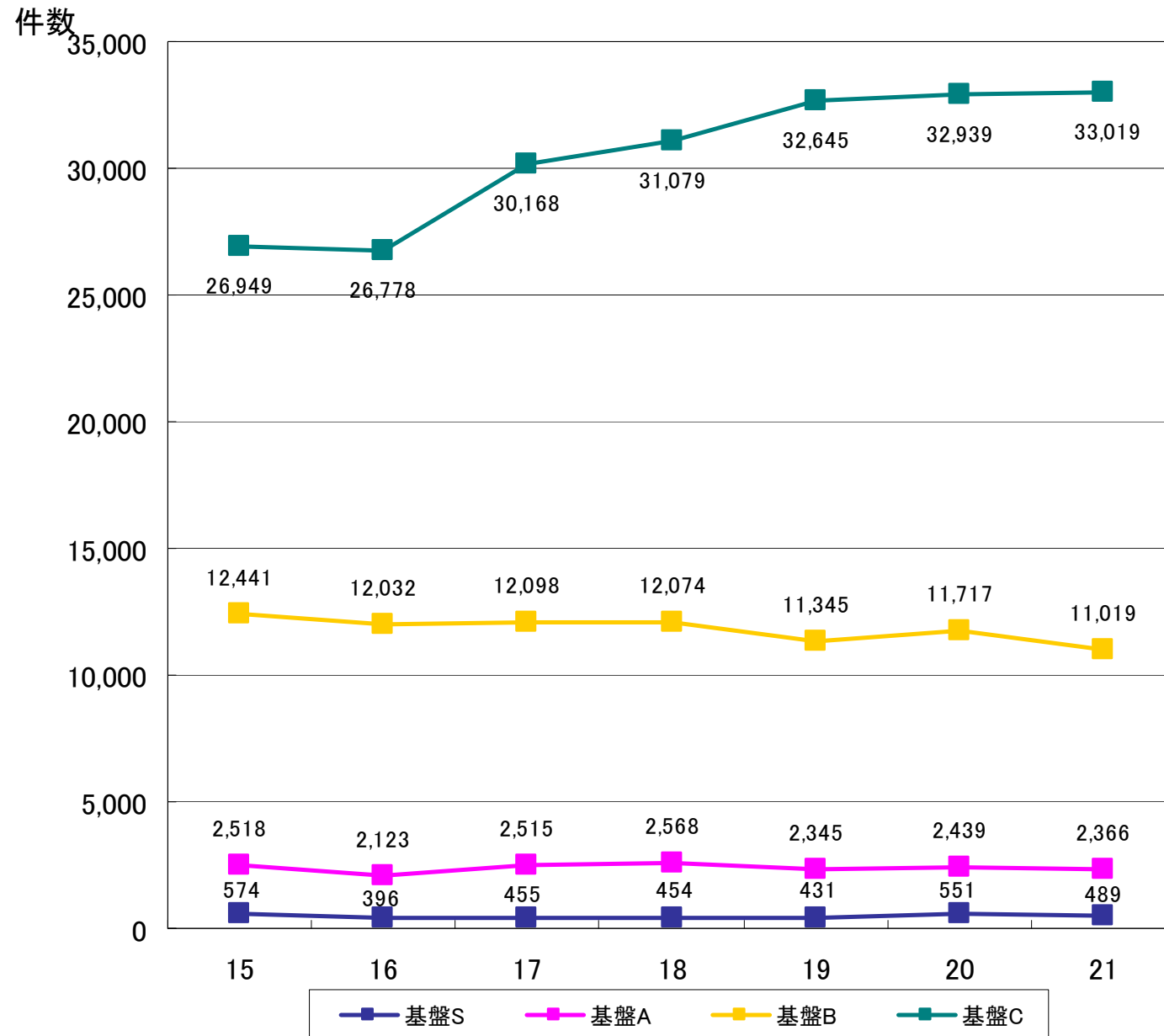
平成8年度  
1,018億円  
(1,000億円突破)

平成元年度  
526億円  
(500億円突破)

昭和47年度  
100億円  
(100億円突破)



# 「基盤研究」 応募件数の推移



## 基盤研究

(S)・・・1人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究(期間原則5年、1課題 5,000万円以上2億円程度まで)

(A)(B)(C)・・・1人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究(期間3～5年)

(応募総額によりA・B・Cに区分)

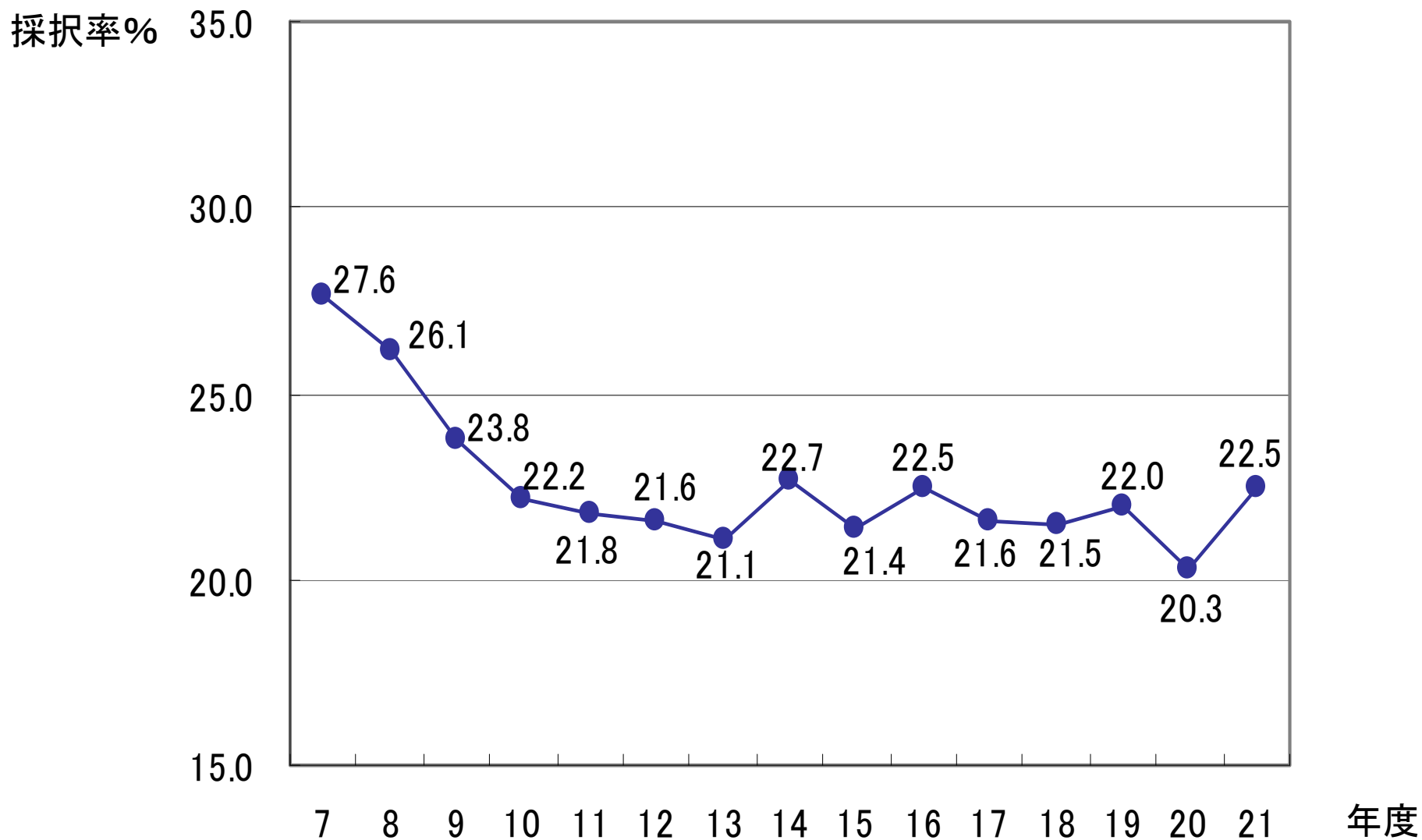
(A) 2,000万円以上 5,000万円以下

(B) 500万円以上 2,000万円以下

(C) 500万円以下

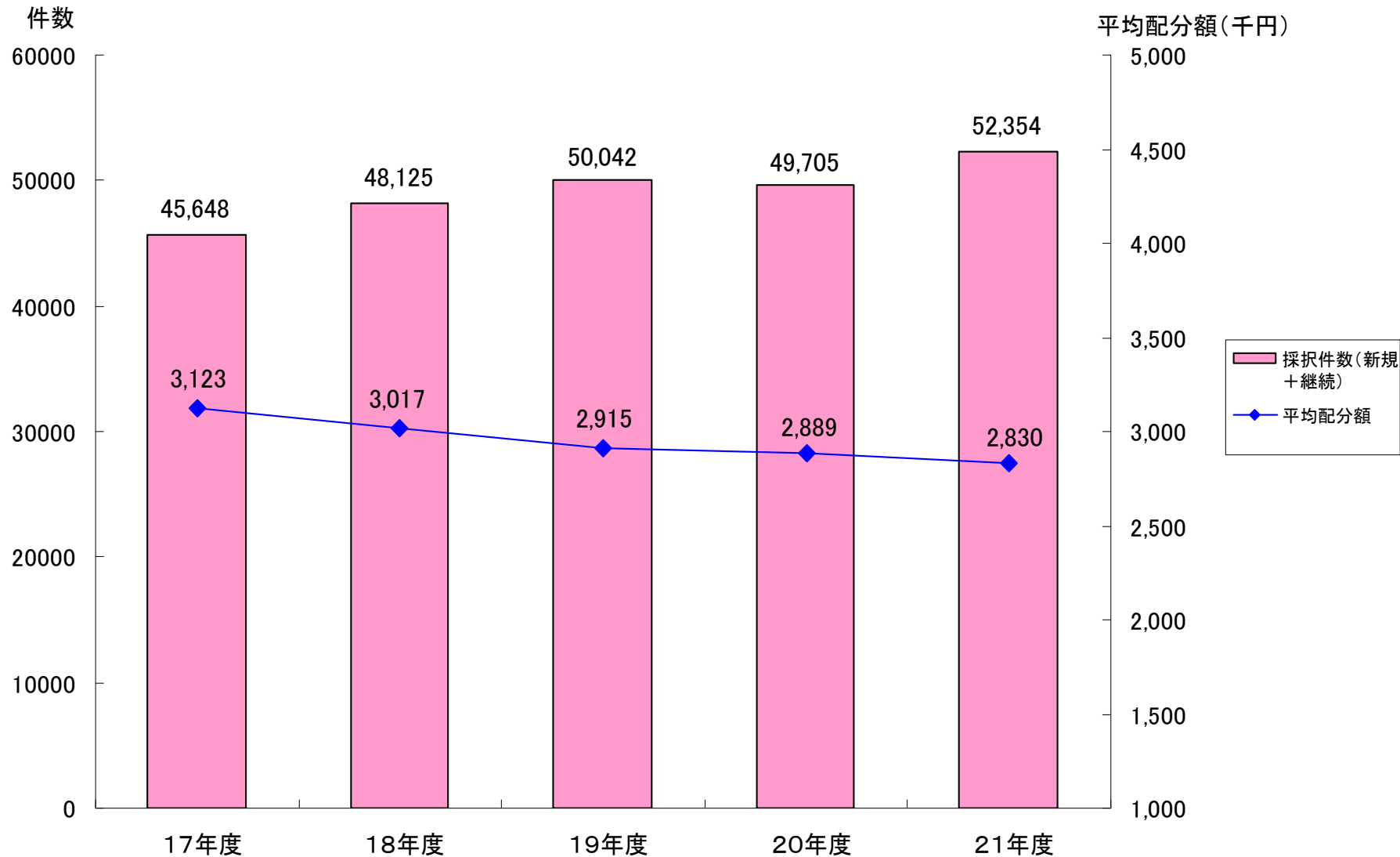
年度

# 「科学研究費」の新規採択率の推移（H7～H21）



※「科学研究費」・・・特別推進研究、特定領域研究、新学術領域研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、奨励研究（平成21年度）

# 「科学研究費」(新規+継続)の採択件数と平均配分額(過去5年間)



※「科学研究費」・・・特別推進研究、特定領域研究、新学術領域研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、奨励研究 (平成21年度)

# 「科学研究費補助金に関し当面講ずべき措置について（報告）」

（平成 22 年 7 月 27 日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会）

## に盛り込まれている主な事項（抜粋）

### 1. 科研費における今後の若手研究者支援の在り方について

- 「若手研究（B）」は、若手研究者の研究活動を奨励する重要な研究種目として、他の種目よりも高い採択率の維持が必要。  
その際、1件当たりの配分額が減少しないよう配慮が必要。さらに今後、30%の採択率確保に向けて、予算の拡充を進めるべき。  
なお、特に平成 22 年度の採択率及び 1 件当たり配分額の大きな低下は極めて重大な問題。早急な改善が必要。  
（平成 21 年度 27.8% → 平成 22 年度 24.4%）
- 「若手研究（A）」は、将来、一定の優遇措置を講じながら「基盤研究」の中に位置付けていくべき。  
ただし、若手研究者等の中で将来の支援についての不安が広がっている現状を踏まえ、その時期については別途決定すべき。

### 2. 今後の「基盤研究」の在り方について

- 「基盤研究」は科研費の中核的な研究種目であり、今後とも規模拡充を目指すべき。  
特に採択率を重視し、将来的には 30%の確保を目指すべき。  
（平成 22 年度 基盤研究（A） 23.3%、基盤研究（B） 25.6%、基盤研究（C） 23.8%）
- とりわけ「基盤研究（C）」は、研究機関の基盤的経費削減が続く中、多くの研究者にとり不可欠な研究費となっており、その充実が強く望まれる。

### 3. 科研費を巡る最近の動きと今後の対応

- 学術研究や科研費についての国民の理解を求めていくための取組が必要。  
科学技術担当大臣と総合科学技術会議有識者議員でまとめられた『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）』等を踏まえつつ、アウトリーチ活動の推進の観点から、今後、公募要領等についても見直して取り組んでいくことが必要。
- 事業仕分け第 2 弾における指摘等を踏まえ、文部科学省で担当している科研費の研究種目の日本学術振興会への早期移管を進めていくべき。
- 「科研費を得て行われた研究において、特段の理由もなく研究成果報告書が提出されていない課題や長期末提出者に新たに科研費を交付している例が見られる」ことに対する会計検査院の処置要求（本年 6 月）を受け、再発防止策を講ずること。

※「科学研究費補助金に関し当面講ずべき措置について（報告）」の詳細については、[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/hojyo/020803.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/020803.htm) を御参照ください。

# 科学研究費補助金の拡充

平成23年度要求額：2,100億円  
(元氣な日本復活特別枠:350億円)  
(概算要求枠:1,750億円(▲250億円))  
平成22年度予算額：2,000億円

## ○「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)－抜粋－

(「強い経済」の実現)

「強い人材」すなわち将来にわたって付加価値を創出し、持続可能な成長を担う若年層や知的創造性(知恵)(ソフトパワー)の育成は、成長の原動力である。「強い人材」の実現が、成長の原動力として未来への投資であることを踏まえ、教育力や研究開発力に関し世界最高水準を目指し、効果的な施策に対する公的投資を拡大する。

(研究環境・イノベーション創出条件の整備、推進体制の強化)

### 基礎研究の振興

#### 17. 研究開発投資の充実

政府の関与する研究開発投資を第4期科学技術基本計画に沿って拡充する

## ○科学技術基本政策策定の基本方針(平成22年7月16日総合科学技術会議)－抜粋－

### 2. 基礎研究の抜本的強化

萌芽を育み研究を活性化させる科学研究費補助金について、以下のような充実と改革を図る。

－新規採択率を30%程度に上げ、通説に反する挑戦的研究にも機会を与えるため、今後5年間で大幅な増額が不可欠である。

## ○(独)日本学術振興会に対する事業仕分けの評価結果(本年4月実施)－抜粋－

【とりまとめコメント】 独立行政法人として独立性をもって資金配分すべき

## 【研究費の充実】

### ◆ 若手研究者の「チャレンジ」機会を拡充

- 若手研究者向けの「若手研究(A・B)」を拡充する。  
特に、若手研究者支援の主要な研究費である「若手研究(B)」については、総合科学技術会議が示す新規採択率30%を実現。
- 「挑戦的萌芽研究」を拡充し、ハイリスク研究の機会を約2倍に拡大。  
(採択率 11.3%(H22) → 20.0%)

### ◆ 人文・社会科学系も含む研究活動の裾野の拡大

- ・「基盤研究(C)」を拡充し、採択率の向上を図る。

### ◆ 新たな研究領域の開拓

- ・「新学術領域研究(研究領域提案型)」を拡充する。

## 【制度の改善等】

### ◆ 研究者の負担をなくし、研究成果が活かされる制度に

- 基金化など「研究費の複数年度執行」を可能とする仕組みの導入を検討(法律改正事項)  
→研究費を最大限効率的に使用することに
- 最新の研究成果報告を迅速にインターネットで発信  
→他の競争的資金とのスムーズな連携  
研究成果検索によるイノベーションの種の発掘

### ◆ 日本学術振興会への移管

(特別推進研究及び若手研究(A・B))

元氣な日本復活  
特別枠

「強い人材」＝「我が国成長の原動力」

研究活動・研究費の最大効率化



## 科学研究費補助金の適正な執行の確保について

文部科学省は、これまで科学研究費補助金(科研費)の不正使用等の防止及び適正な執行を図るため、以下のような取り組みを行うとともに、通知や諸会議を通じて、各研究機関に対し科研費の適正な執行の確保を要請しています。

### (これまでの取り組み)

- 不正使用を行った研究者等に対し一定期間科学研究費補助金を交付しない取扱いの導入
- 補助金の機関管理の義務化
- 各研究機関による内部監査の義務化
- 研究機関が実施する説明会において補助金の使用ルールの周知徹底

しかし、最近の研究機関における内部監査や会計検査院の实地検査により、以下のような事例が報告されています。



### (直接経費に関する不適切な事例)

- 物品費の支出に関し、新規採択課題の交付内定通知書受領前の物品購入に関する立替払いの精算において、新規採択研究課題の経費として支出していた。
- 謝金の支出に関し、出勤簿が勤務実態を正確に反映していない記載がなされていた。

### (間接経費における不適切な事例)

- 機関における間接経費に関するルール(配分や使用方法など)が整備されていないために、計画的な執行が行われていない。
- 研究環境の整備(研究室の整備や研究者への配分など)に係る執行状況を機関で把握していないために、直接経費との区分が明確となっていない。

これらの事例は、機関において直接経費・間接経費の使用ルールの理解や勤務実態等の事実確認が不十分であったために生じるものと考えられます。

### (各研究機関へのお願い)

公的研究費を管理する研究機関としての適切性を疑われないよう、引き続き「科学研究費補助金に係る不正使用等防止のための措置について(平成18年11月28日付け18文科振第559号)」等を踏まえ機関管理を徹底し、不正使用等防止策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

## 不正使用、不正受給及び不正行為に関する最近の事例

- 旅費、謝金を架空請求し、また業者から無償で貸借した計測装置についてレンタル料を請求し、大学から補助金を支出させ自らの銀行口座で管理し、研究費（遠隔地での測定会実施に際しての必要経費）として使用したほか、一部については家族旅行の費用に使用していた。  
→〔架空請求（預け金、カラ謝金、カラ出張）〕に該当します。
  
- 架空発注により消耗品等を購入したように装い、大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。  
→〔架空請求（預け金）〕に該当します。
  
- 実体のない謝金出勤表を大学院学生に作成させて請求し、大学に補助金を支出させ、大学院学生の学会参加の旅費に充てていた。  
→〔架空請求（カラ謝金）〕に該当します。
  
- 応募・受給資格がない研究者が科研費の応募・交付申請を行い、不正に補助金を受給していた。  
→〔不正受給〕に該当します。
  
- 科研費の研究成果として発表された3編の論文について、過去の実験のデータを用いて図表の改ざん・ねつ造を行った。  
→〔不正行為（改ざん・ねつ造）〕に該当します。
  
- 科研費の研究成果として発表された図書や研究成果報告書に、英語の原著論文を許諾を得ず無断で翻訳し、引用であることを明記せず、当該研究課題の研究成果として公表した。  
→〔不正行為（盗用）〕に該当します。

## 平成21年度科学研究費補助金の繰越しについて

### 1. 繰越し件数等の推移(過去5カ年)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
繰越し件数	55件	641件	1,297件	1,312件	1,953件
申請機関数	45機関	117機関	159機関	193機関	222機関

#### 【平成21年度の繰越し事由別件数】

- ・計画に関する諸条件 1,637件
- ・気象の関係 38件
- ・資材の入手難 167件
- ・研究に際しての事前調査の困難 37件
- ・研究方式の決定の困難 74件

#### 【繰越し承認申請に至らなかった主な事例】

- 事例1 自己都合が主な要因となっている場合  
→ 例) ・教育活動等本来の業務が多忙
- 事例2 予め予見可能であった場合  
→ 例) ・改正された法律等の施行による状況の変化  
・前年度の出来事(災害等)
- 事例3 当初より、21年度中に終了しないことが明らかな場合  
→ 例) ・複数年にわたる事象を対象としているもの

### 2. 平成22年度科学研究費補助金の繰越しについて

#### 1) 対象要件

研究遂行に際し、交付申請書提出以後に生じた予見しがたい、やむを得ない事情により、22年度中に当初の研究計画を完了することが不可能となった研究課題のうち、研究期間を平成23年度まで延長することで、補助事業が完了する見込みがあるもの。

#### 2) 繰越し申請の締め切り

→ **平成23年3月1日**(研究者使用ルール(補助条件)に明記)。

#### 3) 事前相談

繰越し事由に該当するケースが生じた場合は、研究機関において事前確認を行い、下記の担当まで事前相談の連絡をお願いします。

→ 担当：文部科学省学術研究助成課研究推進係  
(電話 03(5253)4111(内線 4183・4315))